

平成31年度ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）実施要領

平成31年4月1日

県民生活・環境部新潟暮らし推進課

第1 目的

ひとり親家庭等の本県へのU・Iターンを促進するため、新潟県外から本県への引越費用を支援することを目的とする。この実施については、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)及びひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 補助対象経費及び補助額等

補助対象経費等は次のとおりとする。

補助対象経費	<p>補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が、親子等で新潟県外から新潟県内の市町村に転入する際に支払った以下の引越費用。</p> <p>① 引越業者（貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業者のこと。以下同じ。）に支払った額。 ただし、市町村から補助金等の交付がある場合は、補助金の額からその額を減じるものとする。 （対象）</p> <ul style="list-style-type: none">・ガソリン代など基礎運賃・作業人員の人件費・梱包材料費・有料道路・駐車場代・荷物引取りから荷物引渡しまでの保管料 等 <p>（対象外）</p> <ul style="list-style-type: none">・不要品の処分・自家用車の運搬・引越前の部屋のクリーニング代 等 <p>② ①に規定する以外の場合であって、知事が適当と認めた場合、その引越に要した額</p>
事業実施	交付決定日から令和2年3月31日までの間に事業（引越）及び引越費用の支払いを完了すること。

第3 募集の期間

募集の期間は、平成31年4月1日（月）から令和2年3月18日（水）（必着）までとする。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、新潟県外から本県への引越を行う日の原則14日前までに、ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）交付申請書（補助金交付要綱別記第1号様式）に、別記第2号様式による誓約書をはじめ別記第1号様式記載の添付書類を添えて提出しなければならない。

第5 県奨学金の対象要件の確認をするための書類の扱い等

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）交付申請書の添付書類である新潟県奨学金のU・Iターン促進支援枠（以下「県奨学金」という。）の対象要件該当の有無を確認するための書類等（補助金交付要綱別記第1号様式6(2)・(3)・(6)及び補助金交付要綱別記第6号様式6(1)の書類。以下「県奨学金の対象要件を確認するための書類」という。）の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 県奨学金の予約採用の申請を行っている場合

ア 補助対象者が、県奨学金所管課である県高等学校教育課に対して、県奨学金の予約採用申請の際に提出した県奨学金の対象要件を確認するための書類の写しを新潟暮らし推進課へ提供してもよいとの連絡を行うことで、県高等学校教育課から新潟暮らし推進課へ県奨学金の対象要件を確認するための書類の写しが提供された場合、このことをもって県奨学金の対象要件を確認するための書類の提出があったものとみなす。

(2) 県奨学金の予約採用の申請を行っていない場合

ア 県奨学金の対象要件を確認するための書類については、新潟暮らし推進課から県高等学校教育課へ県奨学金の対象要件を確認するための書類の写しを提供するものとする。

イ 県高等学校教育課は、県奨学金の対象要件該当の有無を確認し、新潟暮らし推進課へ結果を連絡するものとする。

ウ 新潟暮らし推進課は、県奨学金の対象要件の確認結果を申請者へ連絡する。

第6 補助金の実績報告

県内への引越、引越費用の支払い及び県内市町村への住民登録をした後、補助金実績報告書（補助金交付要綱別記第6号様式）に、別記第6号様式記載の添付書類を添えて提出しなければならない。

- 2 実績報告書の提出の時期は、県内への引越及び県内市町村への住民登録をした日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

第7 補助金の返還

補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、知事は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 県奨学金を利用しなかったとき
- (3) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

第9 書類等の提出先及び問合せ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

県民生活・環境部新潟暮らし推進課U・Iターン促進班

電話 025-280-5635 (直通)

(補助金交付要綱別記第1号様式)

年 月 日

新潟県知事

様

(〒 ー)

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業 (引越費用支援)

補助金交付申請書

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業 (引越費用支援) 補助金の交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円 (注1)
- 2 引越費用の額 (見積額) 金 円
- 3 引越日 (予定) 年 月 日
- 4 転居日 (予定) 年 月 日
- 5 世帯構成

(ふりがな) 氏 名	続 柄	生年月日 (満年齢)	勤務先 (学校) の名称*	年間の収入・所得等 (該当する区分にチェックを入れ金額 を記載)	
				<input type="checkbox"/> 収入	円
	本人	年 月 日 (歳)		<input type="checkbox"/> 収入	円
				<input type="checkbox"/> 所得	円
				<input type="checkbox"/> 無収入	
		年 月 日 (歳)		<input type="checkbox"/> 収入	円
				<input type="checkbox"/> 所得	円
				<input type="checkbox"/> 無収入	
		年 月 日 (歳)		<input type="checkbox"/> 収入	円
				<input type="checkbox"/> 所得	円
				<input type="checkbox"/> 無収入	
		年 月 日 (歳)		<input type="checkbox"/> 収入	円
				<input type="checkbox"/> 所得	円
				<input type="checkbox"/> 無収入	

*学校に通学する者は、「勤務先 (学校) の名称」の欄に学校名及び学年を記入すること。

6 添付書類

- (1) 世帯全員の戸籍謄本
- (2) 県奨学金申込者 (子) の保護者 (注2) の市町村民税課税証明書 (全部事項証明等)
- (3) 県奨学金申込者 (子) の保護者 (注2) の前年分の源泉徴収票の写し (給与所得者) 又は前年分の確定申告書の控えの写し若しくは最新の市町村民税申告書の写し (自営業者等)
- (4) 引越業者の引越費用見積書の写し
- (5) 誓約書 (別記第2号様式)
- (6) 県奨学金申込者 (子) の成績証明書 (※本人開封無効)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(注1) 補助限度額は、15万円とし、補助金交付申請額は、引越費用の見積書の額と補助限度額のいずれか低い額を記載すること。ただし、1千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額とすること。なお、引越費用に対して、市町村から補助金等の交付がある場合は、補助対象経費からその額を減じて申請し、市町村の補助金交付申請書 (写) を添付すること。

(注2) 父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。これ以外の場合は後見人。

(注3) 県奨学金の対象要件の有無を確認するための書類 (上記6 (2)・(3)・(6)) については、新潟暮らし推進課から県高等学校教育課に提供する。

(補助金交付要綱別記第2号様式)

年 月 日

新潟県知事

様

(〒 ー)

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）補助金
誓約書

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）補助金の交付申請に当たり、私を含む世帯構成員は、次に掲げる事項について誓約します。

記

- 1 親子等で新潟県外から新潟県内の市町村に転入して住民登録すること。
- 2 新潟県奨学金のU・Iターン促進支援枠（以下、「県奨学金」という。）を利用すること。なお、県奨学金の申請予定者については、自己の都合等により県奨学金を利用しなかった場合で、県から補助金の返還命令があった際には、補助金を返還すること。
- 3 引越費用に対して、市町村から補助金等の交付がある場合は、補助対象経費からその額を減じて補助金申請すること。
- 4 新潟県内への引越及び引越費用の支払いが、当該交付年度内に完了する見込みであること。
- 5 過去において、この要綱の規定による補助金の交付を受けてないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 7 転居後に県が実施するアンケート等に対して協力すること。

(補助金交付要綱別記第6号様式)

年 月 日

新潟県知事

様

(〒 ー)

(申請者) 住 所

氏 名

印

電話番号

ひとり親家庭等U・Iターン促進支援事業（引越費用支援）

補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった標記事業について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添付して実績を報告します。

記

- 1 補助額 金 円 (注1)
- 2 引越費用額（実費額）金 円
- 3 引越日 年 月 日
- 4 転居日 年 月 日
- 5 補助金振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）					
支店名		普通 ・ 当座					
口座名義<カナ>							
口座番号							

6 添付書類

- (1) 新潟県内市町村へ転入後の世帯全員の住民票抄本
- (2) 引越業者へ支払った引越費用の領収書の写し又は引越業者へ引越費用を支払ったことがわかる振込明細書等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(注1) 補助限度額は、15万円とし、補助額は、引越費用の額（実費）と補助限度額のいずれか低い額を記載すること。ただし、1千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額とすること。なお、引越費用に対して、市町村から補助金等の交付がある場合は、補助対象経費からその額を減じて申請し、市町村の補助金交付申請書（写）または補助金交付決定通知書（写）を添付すること。

(注2) 県奨学金の対象要件確認のため、本県へ転入したことを確認するための書類（上記6（1））については、新潟暮らし推進課から県高等学校教育課に提供する。